

定期健康診断

毎年1回定期健康診断を行っています。その目的は、疾病の早期発見を含めて個人の健康の維持・増進を図り、それを通して周囲（家族・大学など）に居る人々の健康も守ることにあります。自覚症状のないことが健康の証にはなりません。その実施要綱については、学校保健安全法によって詳しく定められています。

また、一個人の健康の破綻が周囲に大きな影響を与えることもあります。定期健康診断を受けて少なくとも年に1回は健康状態を点検しましょう。

定期健康診断は春学期が始まる前と秋学期入学生は秋学期が始まる前に行います。

今出川校地	京田辺校地
〈学部・大学院生・院専門職〉 神・文・社会・法・経・商・政策・グローバル地域文化 国際教育インスティテュート・総合政策科学研究科 グローバルスタディーズ研究科 司法研究科・ビジネス研究科	〈学部・大学院生〉 理工・文化情報・生命医科 スポーツ健康科・心理 グローバルコミュニケーション 脳科学研究科

検査項目

検査項目	年次生	学部生				大学院生	
		1年次	2年次	3年次	4年次以上	1年次	2年次以上
胸部X線		○	○	○	○	○	○
心電図（安静時）		○				○	
尿（蛋白・潜血・糖）		○		○		○	
身長・体重		○	○	○	○	○	○
視力					○	○	○
問診		○				○	
健康調査票			○				

定期健康診断は、学部・学年によって日時を指定していますが、指定日時に都合の悪い場合は、在学生、新入生別の男女別に注意し健康診断期間中に受けてください。

※同志社大学外国協定大学派遣留学制度により留学する学生で、留学中により毎年4月の本学の学生定期健康診断を受診出来ないときは、帰国後一ヶ月以内に保健センターに申し出て、学生定期健康診断を受診することができます。

〈結果の通知とその後の措置〉

再検査、精密検査などが必要な場合は、直接本人に連絡します。決められた日時に来られない場合は、放置しないで連絡し、必ず再検査、精密検査を受けてください。

結果は5月中旬以降、各校地保健センターにて配付します。

〈定期健康診断を受けなかったとき〉

- *病気の発見が遅れることがあります。
- *本学での健康診断証明書発行ができません。
- *スポーツパフォーマンスや一部の授業を履修できません。
- *特殊健康診断（電離放射線・有機化合物・特定化学物質健康診断）やスポーツ検診の受診ができません。

スポーツ検診

本学では、突然死を未然に防ぐために、新入生全員の安静時心電図をとり、心臓（循環器）管理に役立っています。しかし、入学時の心電図が正常だからといって、スポーツ関連事故が発生しないと安心することは決してできません。こうした事故を完全に防ぐことのできる名案はありませんが、保健センターでは、事故を少しでも減らすことを目的として、事故の原因になりうる心臓の異常や貧血などの有無を調べるスポーツ検診を実施しています。

競技・試合等に出場するために健康診断証明書を必要とする場合は、スポーツ検診を受診することが、その発行の条件となりますので、必ず受診してください。

*対象者

体育会所属の1年次生、スポーツブロック所属の1年次生（途中入部者は入部初年度）
各主務・各代表を通して案内・通知を行いますので、必ず受診してください。

特殊健康診断

大学の実習や研究などでは、有害物質を取り扱うことも少なくありません。

保健センターでは、有害物質を取り扱う学生への安全配慮を目的として、特殊健康診断を実施しています。

案内・通知は各学部事務室を通して行いますが、学生定期健康診断の受診が前提になります。

〈電離放射線健康診断〉

放射線を取り扱う実験に従事する者は放射線障害防止法により、電離放射線健康診断の受診が義務付けられています。管理区域に入る、あるいはその可能性がある場合は、従事者登録をし、6ヶ月に1回健康診断を受診しなければいけません。

管理区域に立ち入る前の初回登録時に健康診断（毎月指定日に実施）を受診したのち、6ヶ月ごと（11月、5月）に健康診断を受診します。

*対象者：4年次生以上

*健診内容：問診、血液・皮膚・眼の検査

※検査は初回登録時を除き、医師が不要と判断した場合は省略することができます。

〈特殊健康診断〉

実習や研究などで、有機溶剤・特定化学物質・粉じん・鉛を取り扱う学生を対象に、年2回（5月、11月）、定期的に健康診断を実施しています。

実施にあたり、対象物質の使用状況について事前に調査を行い、最終対象者抽出の参考とします。

*対象者：4年次生（3年次生の対象者）以上

*健診内容：尿検査、診察

※使用物質により検査項目が追加される場合があります。

健康診断証明書

就職活動（4年次生以上）、インターンシップ、奨学金申請、教育・介護実習、進学、運動競技参加、アルバイト就業、留学などいろいろな場合に健康診断証明書が必要になります。その大部分は、毎年行う定期健康診断の結果に基づいて発行しますので、定期健康診断を必ず受けてください。健康診断証明書の発行を希望される方は、本学の定期健康診断を受診していないと発行できませんのでご注意ください。

〈健康診断証明書発行に関するその他の事項〉

ほとんどの健康診断証明書は定期健康診断の結果に基づいて発行（2日後）しています。しかし、中には定期健康診断での検査項目だけでは満たすことの出来ないものもあります。その場合には他の医療機関への依頼などが必要になります。健康診断証明書などが必要になったら、なるべく早く提出期限に余裕をもって保健センター窓口で相談してください。

- ・ 開室時間内であればいつでも受付ますが、発行までに数日（3日～10日程）かかることがあります。
- ・ 健康診断証明書は、全て有料です。

※自動発行機で交付手数料を納入し、「健康診断証明書交付願」を窓口へ提出してください。

- ・ 料金は検査項目によって異なります。
- ・ 申込時に必ず健康診断証明書に関する要項等を持参してください。
- ・ 就職活動用健康診断証明書は、4年次生以上を対象に、自動発行機で発行していますが、次の場合には発行できません。

健康診断の機関を独立行政法人国立病院機構または、保健所などと指定されている場合
特定の項目を必要とする場合

- ・ その他、発行できない場合がありますので、詳しくは保健センター受付で尋ねてください。

〈スポーツ団体証明〉

当年度の定期健康診断を受診し、スポーツ検診を受けた人に発行できます。

発行には10日ほど日数を要します。

〈就職活動用健康診断証明書自動発行〉

学内に設置されている自動発行機以外に、大阪サテライト・キャンパス／東京サテライト・キャンパスの窓口でも発行できます。自動発行機の稼働時間、窓口の開室時間は各発行機、各事務室で異なりますので大学ウェブサイトまたは掲示にて確認してください。

自動発行機設置場所

今出川校地	京田辺校地	手数料
良心館 1階	成心館 1階	1通100円
志高館 1階	情報メディア館 1階	4年次生以上のみ
寒梅館 2階		
尋真館 1階		